水又は土壌	環境水		
	排水		
	土壌		
	底質		
記載例：土壌		○	平成25年３月26日

２．更新申請（予定）日
　平成　　年　　月　　日
３．更新を申請している事業所の名称及び所在地
　事業所の名称
　所在地

別表１－１　申請項目及び作業（ＧＣ／ＭＳ法（従来法））

申請対象とする作業の範囲				対応可能な測定方法	備考	ＭＬＡＰ認定状況	ＩＳＯ17025認定状況
申請項目	試料採取	試料の分析	定量結果の確定				
一般環境大気							
降下ばいじん							
公共用水域水質							
地下水質							
土壌							
底質							
野生生物							
水生生物							
排出ガス							
排出水							
ばいじん及び燃え殻							
血液							
食事試料							
食品							
臍帯							
その他（上記の例示以外に申請する項目がある場合に記入）							
記載例：土壌	○	○	○	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年３月）	外注なし	○	

注１：「作業の範囲」欄には、審査対象として該当するものに○を付けること。外注する作業がある場合には△を付けるとともに、欄内に重複しないこと。
　２：「対応可能な測定方法」欄には、受注した際に用いる測定方法を記載すること。測定方法については、マニュアル等の改訂・改正時期を明記すること。なお、改訂されていない場合には策定時期を明記すること。
　３：「備考」欄に外注先の機関名及び簡単な説明を記述すること。
　４：申請項目については実績のあるものとし、必要に応じ、追加、修正又は削除すること。なお、申請項目中の水生生物は、野生生物に含まれるものであるが、別掲とした。
　５：食事試料は陰膳方式によるものとし、食品の品目ごとの分析については食品として申請すること。

○ＭＬＡＰ又はＩＳＯ17025の認定を有することをもって簡略化された審査方法の希望の有無
（審査の簡略化の希望のどちらか一方に○を記入すること。また、簡略化された審査を希望する場合には、簡略化の根拠となる認定に○をつけ、認定証（写）を添付すること。なお、根拠となる認定は１つでも複数でもよい。）

審査の簡略化の希望		根拠となる認定	
■簡略化された審査方法を希望する		ＭＬＡＰ	
		ＩＳＯ17025	
■従来の審査方法を希望する			

注１：ＭＬＡＰ又はＩＳＯ17025のうち簡略化された審査を希望する根拠となった認定が全て失効した場合には受注資格が失効するので、公告中「５．資格有効期間」及び「８．受注資格の取消し・失効について」について十分留意すること。
　２：簡略化された審査は、ＭＬＡＰ及びＩＳＯ17025の認定を有する機関で希望した場合にのみ適用される。なお、申請項目の一部のみに対する簡略化された審査は行わない。
　３：簡略化された審査の根拠となる認定については、認定証（写）を添付すること。

別表１－２　申請項目及び作業（生物検定法）

作業の範囲		対応可能な測定方法	備考
申請項目	試料採取、試料の分析及び定量結果の確定		
排出ガス			
ばいじん及び燃え殻			
記載例：排出ガス	○	告示第１の２	